

N.K BRIDAL 規約

- 第1条 (目的) N.K BRIDAL は、結婚を目的とした独身の男女(初婚・再婚問わず)にお見合い、出会いの機会を企画、提案し、カウンセラーとして成婚への導きを公平に支援します。
- 第2条 (入会の手続) N.K BRIDAL に入会する場合には、所定の入会申込書に自己のプロフィールと写真(最近のもの)1枚、住民票、登録料、年会費を添えてお申込みいただきます。
- 第3条 (登録料、年会費、成婚サポート料、成婚料等について) 別紙規定参照。
- 第4条 (お見合い料等について) 別紙規定参照
- 第5条 (成婚の報告について) 男女双方が、お見合い又は、お見合いパーティを通じて成婚した場合には、N.K BRIDAL に対して必ず報告して下さい。万一、報告がなかった場合、又、後で成婚が判明した場合には、規定の2倍の成婚料を申し受けます。
- 第6条 (お見合い及びお見合いパーティについて)
1. お見合い及びお見合いパーティ、その他出会いのためのイベントの参加資格はあくまでも会員優先を原則とします。
 2. N.K BRIDAL は第1条の目的を推進するために、男女会員のデータ(本人のプロフィール)に記載されている結婚希望条件を考慮し、相応しい会員の方とのお見合いの場を提供します。また、会員の理想的なパートナーとの出会いを提供するために「感動と和み」のお見合いパーティ、その他出会いのためのイベントを開催します。
- 第7条 (お見合いパーティ及びお見合いイベントの費用について) N.K BRIDAL が主催するお見合いパーティ及びお見合いのためのイベントに必要な経費(参加料等)は、その都度実費を申し受けます。

第8条 (申込書類の記入)

第2条の書類の記入は本人直筆を原則とし、書類に事実と相違があった場合には、N.K BRIDALは一切責任を負いません。

第9条 (登録料、年会費等の取扱いについて)

登録料及び年会費は、いかなる理由でも一切返金いたしません。又、一方的に退会もしくは除名の場合についても返金いたしません。

第10条 (交際時の厳守事項)

- ① N.K BRIDALの定める交際は、あくまでも男女会員(非会員含む)双方の合意が基本であり、合意のない一方的な交際はN.K BRIDALとしては認めません。又、会員(非会員含む)が相手会員(非会員含む)に交際を断る意思を明らかにしたにもかかわらず相手会員(非会員含む)は、交際を強要したり、脅迫したりしてはいけません。
- ② 交際は、男女双方が良識ある行動と秩序をもって行い、お互いに品位や名誉を傷つけるような言動や行為をしてはいけません。
- ③ 交際中に起きた男女双方のトラブルについては、N. K BRIDALは、一切の責任を負いません。但し、双方からの申し出があった場合には、助言や仲裁に努めることがあります。
- ④ (交際期間中の報告の義務) お見合い又は、お見合いパーティで交際が成立した場合、交際期間中は、1ヶ月に1~2回程度の報告をN.K BRIDAL又は、紹介者にしてください。
- ④ (交際を断る場合) 交際を止めたい場合には、その旨をN.K BRIDAL又は、紹介者に報告すること。

第11条 (会員及び非会員の情報とプライバシーの厳守)

- ① N.K BRIDALは、本人の入会申込書及びプロフィールその他会員情報、プライバシーに関する事項については第三者に対して秘密を厳守します。

- ② いかなるお見合いであっても事前に男女双方の了解を得てから双方のプロフィールを紹介しなければならない。
- ③ 男女双方のお見合い及び交際が不成立した場合、お互いの情報やプライバシーを第三者に漏洩したり嫌がらせをする行為をしてはいけない。

第12条（会員の除名）

N.K BRIDAL を中傷したり規約を遵守しない会員又は、社会的制裁や信用を失墜した会員は、N.K BRIDAL から一方的に除名します。

第13条（会員の有効期限）

会員の有効期限は、入会登録年月日より1年間とします。但し、会員の希望により、引き続き会員を継続する場合には、更新手続きとして第2条の入会申込書を新たに提出しなければならない。

第14条（会員のプロフィールの変更について）

会員が期間中に自己のプロフィールの申告内容が変更になった場合には、速やかに N.K BRIDAL 又は、担当者（入会申込をした担当窓口）に申し出なければならない。

第15条（規約の変更）

N.K BRIDAL は本規約第1条の目的を円滑に実行し、達成するために必要と認めた場合には、この規約及び別紙規約システムをいつでも改正することがあります。

以上